

ご存知ですか？使って得する助成金《原則として返済不要》

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金 就職未内定の既卒者の採用に対する助成金です！

この助成金は、大学などを卒業後3年以内の既卒者を正規雇用し、6ヶ月定着した場合に支給される奨励金で、一括支給となることがポイントです。

受給金額：100万円

（雇用開始日から6カ月以上経過後に支給。1事業所当たり1回限り）

【受給イメージ】

3年以内の既卒者を
専用求人採用すると
受給出来ます！

【支給対象者】

以下のいずれにも該当する人が対象となります。

- ①大学等を卒業後、3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満であること。
- ②1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人

【受給要件など】

- ①雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ②ハローワーク又は新卒応援ハローワークに対象となる求人を提出していること。
- ③ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介で対象者を正規雇用し、6ヶ月以上雇用していること。
- ④雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から申請書提出の日までの間に一定以上（3名又は全体の6%以上）の事業主都合（特定受給資格該当）による退職者が出ていないこと。
- ⑤対象者が過去1年以内に事業主の関連会社に雇用されているなど、「新たに雇用されたものとして判断することが適当ではない」ものではないこと。
- ⑥奨励金の支給決定等に必要の労働関係帳簿を整備・保管していること。
- ⑦雇用開始日の前日から起算して過去3年間の間に対象者を雇用したことがないこと。
- ⑧支給申請には他にも要件がございます。詳しくは「雇用の安定のために」の冊子などをご確認ください。

【当事務所は初めて当事務所をご利用のお客様のために無料出張相談会を実施しております。（大阪府及び周辺地域対象）】

【無料出張相談会】下記の項目をご記入の上、お申し込みください。

貴社名	ご相談希望日時（第1希望～第3希望）
お名前	① 月 日 午前・午後 時
ご役職	② 月 日 午前・午後 時
TEL	③ 月 日 午前・午後 時
Mail	

【備考】

オーダーメイド労務管理事務所

〒584-0007 大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35

TEL:0721-21-3115 FAX:0721-21-3116

管理番号：001-007-201105-1